

第2期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画（素案）の概要

I 第2期計画策定の経過

平成17年の知床世界自然遺産登録を契機として、平成19年に環境省及び北海道が策定した「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」に基づき遺産地域内海域の管理が進められてきましたが、計画期間が平成24年度末であることから、引き続き海洋生態系の保全と安定的な漁業の営みの両立を将来にわたって維持していくため、知床世界自然遺産地域科学委員会での検討結果を踏まえて第2期計画の素案を取りまとめました。

II 第2期計画（素案）の概要

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

- ・海洋環境の変化や海洋レクリエーション利用の増加など新たな状況に対応

(2) 計画の目的

- ・海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立

(3) 管理対象地域

- ・距岸3kmまでの遺産地域内海域

2 前期計画の総括

(1) 知床周辺海域の現状

- ・流氷日数及び流入量とも減少傾向、海域の生物多様性は高い状況
- ・観光船、遊漁船、シーカヤックなどの海洋レクリエーション利用が進む

(2) 計画のあり方と今後の方向性

- ・第1期計画の目的、考え方を堅持
- ・海洋生態系と陸上生態系の物質循環や生物間相互作用ネットワーク機能をモニタリング
- ・生態系サービスが地域社会にもたらす便益を把握するための社会経済的視点の導入
- ・海洋生態系の動向から地球温暖化を含む気候変動の兆候把握

(3) モニタリングについて

- ・前期計画において実施してきたモニタリングとデータ蓄積の継続
- ・温暖化を含む気候変動のセンサーとなる生物種の動態把握
- ・観光利用状況や漁業経営状況など社会経済的要因の把握

3 保護管理等の基本的な考え方

(1) 基本方針

- ・海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、海洋レクリエーションに関する自主的ルール、漁業に関する漁業者の自主的管理を基調とする
- ・海洋生態系の保全の措置、主要水産資源の維持の方策及びそれらのモニタリング手法を明らかにし、それらに基づき適切な管理を進める
- ・海洋生態系の保全が地域経済に与える影響を明らかにするため、地域社会にもたらす経済的、文化的な恩恵を把握する

(2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理等の考え方

- ・知床の海洋生態系を5つの構成要素に分類し、特徴的なものを指標種として位置付け、順応的管理の考え方による管理を実施
- ・漁業、観光に関わる社会経済的な動態を把握し、海洋生態系の保全と経済活動の連関、変動を注視するとともに、地球温暖化を含む気候変動の監視

(3) 各種構成要素の保護管理等の考え方

ア 海洋環境と低次生産

- ・海洋環境、指標種などのモニタリングを行い、その動向や動態を把握、また、そこから推測される地球温暖化を含む気候変動の兆候についても掌握

イ 沿岸環境

(ア) 海洋汚染

- ・陸域からの汚染物質流出の防止に努める

(イ) 自然景観

- ・自然公園法に基づき優れた自然の風景地及び生物多様性の保全に努める

(ウ) 漂流・漂着ゴミ

- ・沿岸環境保全の情報発信、ボランティア活動を含む清掃作業の定期的実施に努める

ウ 魚介類

- ・サケ類、スケトウダラを指標種として位置付け、モニタリングを実施
- ・漁業者による自主的な取組や関連法令に基づく適切な資源管理と持続的な利用を推進

エ 海棲哺乳類

- ・トド、アザラシ類を指標種として位置付け、関連法令に基づく管理を実施

オ 鳥類

- ・ケイマフリ、オオセグロカモメ、ウミウ、オオワシ、オジロワシを指標種として位置付け、関連法令に基づく管理を実施

(4) 社会経済

- ・観光船やシーカヤックの利用の増加など海域における観光の多様化
- ・海洋レクリエーションが海洋環境、漁業に影響を与えないよう継続的に利用状況を把握
- ・地域社会の分析を通じて海洋生態系がもたらす便益と人間活動が与える影響を把握

4 保護管理措置等

(1) 海洋環境と低次生産

- ・プランクトン、海氷の動向、海流などについてのモニタリングにより、海洋生態系の変化の予測に務め、その結果を海洋生態系の保全及び持続的漁業の営みに活用

(2) 沿岸環境

- ・各種法制度に基づく海洋汚染の防止措置や自然景観保護のための巡視、漂流・漂着ゴミの清掃などを実施

(3) 指標種

- ・指標種を対象としてモニタリングを行い、順応的管理の考え方に基づいた継続的な保護管理を実施

ア サケ類

- ・自然産卵遡上の確保、河川工作物による産卵遡上障害を実行可能な範囲で回避
- ・漁業法に基づく適切な資源管理や、人工ふ化放流事業による持続的な資源利用の推進

イ スケトウダラ

- ・関連法令や漁業者の自主的な取組による適切な管理と持続的な利用の推進

ウ トド

- ・科学的な検討に基づく適切な管理による漁業被害の軽減と個体群の維持

エ アザラシ類

- ・生息実態や漁業被害の調査、鳥獣保護法に基づく適切な保護管理の実施

オ ケイマフリ・オオセグロカモメ・ウミウ

- ・鳥獣保護法に基づき適切な保護管理、海域利用による悪影響の軽減

カ オオワシ・オジロワシ

- ・種の保存法、文化財保護法などの法令に基づき厳格な保護管理の実施

(4) 社会経済

- ・海洋生態系が地域にもたらす便益を把握し、適切な管理措置、ルール作りを進めることにより海洋生態系の保全と地域振興の両立を図る
- ・自主ルールの徹底による適切な海洋レクリエーション利用の維持
- ・地球温暖化を含む気候変動の監視結果に基づき、観光利用のルール内容などの見直し

5 管理体制と運用

(1) 計画の推進管理

- ・環境省や北海道などの行政機関、漁協などの関係団体、試験研究機関などが連携協力のもと、それぞれが取り組んでいる保護管理措置等を推進

(2) 計画期間

- ・計画期間は平成29年度までの5年間
- ・状況に応じて海洋生態系の変化などを踏まえ、見直しを行う